

令和3年(2021年)9月22日

保護者の皆様

市立函館高等学校長 谷川 敬一

生徒が新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける場合等の出欠の取扱い
について

仲秋の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校教育活動の推進に、ご支援とご理解をいただき感謝申し上げます。

さて、函館市におきましても、10月から12歳から15歳以下の方を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種が開始される予定です。

ワクチンを接種するかどうかについては、各ご家庭の判断によりますが、ワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについて下記のとおりお知らせいたします。

記

1 医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

生徒が平日の授業時間中にワクチン接種を受ける場合、移動等も含め要した時間について欠席扱いとはせず出席停止の取扱いとなりますので、学校へ連絡をいただくようお願いいたします。

2 副反応と思われる症状による出欠の取扱い

(1) ワクチン接種後に副反応と思われる症状が見られる場合

接種後に、一般的な風邪でみられる症状がある場合は、副反応であるかどうかに関わらず、出席停止とします。

その他、腕の痛みがある場合や、接種後の副反応を心配し、経過を見るために休みたいなど、ワクチン接種に関連して欠席する場合も、出席停止の取扱いとなります。

(2) ワクチンを接種した同居家族に一般的な風邪症状がみられる場合

みられる症状が、医療機関等において副反応であると判断されている場合、生徒の登校は可能です。

一方、医療機関等による判断がない場合は、ワクチン接種と同じタイミングで新型コロナウイルス感染症に感染したことが否定できないことから、同居家族に風邪症状がみられるものとして、出席停止とします。

連絡先：市立函館高等学校 0138-52-0099